

## 4 景観系統の配置方針

◇市街地を取り囲むような市街地の背景となる緑地、鎮守の森などの郷土景観を形成する緑地、シンボルやランドマークとなる緑地など、都市景観を構成する要素として特色あるまちづくりに資する緑地の配置方針を設定します。

### ①都市のシンボル、ランドマークとなる景観

- ・都市の骨格となる樹林地は市のシンボル的な緑の景観であり、市の領域や位置を感じることができます。多度山をはじめとする養老山系から連なる連続性のあるスカイラインの保全に努めます。
- ・水郷県立自然公園に指定された木曽三川をはじめ、員弁川、多度川、肱江川などの市内縦横を流れる河川は、市の骨格を形成する水辺の景観として保全を図ります。
- ・市内に分布する社寺林や高塚山古墳周辺や城址等の丘陵地は、地区を特色づける緑地であり、また、特に良好なものについては、地権者との合意形成による都市緑地法等を用いた保全を検討します。
- ・主要幹線道路やシンボルとなる場所において、地域の歴史・風土にあった樹木等で重点的な植樹を進め、桑名市の特色が感じられる緑の景観形成をめざし、地域の付加価値の向上に努めます。

### ②歴史的景観・郷土景観の保全

- ・東海道、美濃街道、濃州道（員弁街道）等の沿道は、桑名市の歴史・文化や風土を醸し出す空間として、歴史的な景観にふさわしいポケットパーク等の憩いの場の整備や沿道の緑化を検討します。
- ・桑名市の景観を代表する六華苑や住吉浦、九華公園、多度大社などの史跡・名所や水屋の残る輪中地帯特有の景観などは、郷土景観として魅力の向上を図るとともに、周囲の緑化を促進します。また、観光交流の振興を図るため、これらの史跡・名所等を結ぶ道路の緑化を検討します。
- ・天然記念物に指定されている樹木をはじめ、市内の名木や大木は郷土の代表的な景観として保全策を検討します。

### ③眺望景観の確保

- ・眺望点としては、多度山、走井山公園、高塚山古墳の丘陵地、伊勢大橋などがあげられ、これらの眺望点は、歴史的にも、また市内を認識するうえでも重要です。このため眺望点周辺の整備、眺望を妨げる樹木の管理、建物の立地や高さ規制などに努めるとともに、連続性のあるスカイラインを形成している樹林地の保全や道路等の緑化を推進し、眺望景観の保全及び向上を図ります。

### ④都市景観の創出

- ・主要な道路については交通安全上の配慮を図った緑化を推進し、まち並み景観の向上を図ります。またガードレールなどの色彩については周辺の景観に配慮します。
- ・東西の桑名駅前広場の整備にあたっては、まち並み景観を考慮した緑化を図り、桑名市の玄関口にふさわしい水と緑と歴史が感じられる顔づくりを推進します。中心市街地については緑化重点地区的指定を検討し、安らぎとうるおいのある環境づくりを推進します。

## 7-2 総合的な緑地の配置方針

みんなで奏でる「水と緑と歴史」のトライアングル～水と緑と歴史のハーモニー～の実現に向けて、「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観系統」の4系統別の配置方針を考慮しながら、総合的な緑地の配置方針を設定します。

### (1) 桑名市の特徴を生かした骨格的な緑地の配置

桑名市の特徴を最大限にアピールした緑のまちづくりを進めるため、市を代表する多度山、木曽三川の水辺、その周囲に広がる田園風景や丘陵地の緑、市街地に残る歴史的な緑地の保全を図りつつ、これらをネットワークさせて配置し、不足している地域においては緑の創出を図りながら骨格的な緑地が形成できるように配置します。

### (2) 重要な緑地の配置とネットワークの形成

水郷県立自然公園や地域森林計画対象民有林、農用地区域等によって担保されている地域制緑地をはじめ、市街地内に残る貴重な樹林地や小河川等の緑を施設緑地や地域制緑地として保全を図ります。また、市民が暮らしに緑を常に感じられ、都市の緑で休息しながら移動や交流ができるように、また、生物の生息環境として連続した生態系を維持できるように、身近な緑地、河川、道路の植栽帯、農地、緑道などを保全・創出し、水と緑のネットワークを形成します。

### (3) 緑地等の均衡ある配置

現在の各地域の公園緑地の充足度を十分に考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成されるように、バランスを配慮して施設緑地の配置を検討します。なお、緑地の確保が困難な地域については、都市緑化の推進により緑地の確保に努めます。